

災害復旧用材の供給に係わる特例措置（関東森林管理局）

販売の相手方	特別設置		代 金 返 納	減額 (時価の五割以内)	随意契約
	用 途	区 分			
都	災害救助法に基づく災害救助用	応急復旧住宅等	「国の所有に属する物品の売り払い代金の納付に関する法律」に基づき、国有林材の売払いに際し、代金の延納の特約を締結することが可能。延納期間や担保の有無、延納利率などの条件については、毎年度財務省と協議の上決定。	可	可
	都道府県の管理に属する公共施設の復旧用	公共施設 (公営住宅を含む)		否	可
	個人用施設の復旧用			否	可
区市町村	災害救助法が適用された災害で、区市町村の管理に属する公共施設の復旧用	事務所、学校、病院、診療所、託児所、道路、橋、堤防		可	可
	区市町村の管理に属する公共施設の復旧用	公共施設 (公営住宅を含む)		否	可
	個人用施設の復旧用	住宅店舗等		否	可
個人	災害復旧用	住宅店舗等	否	可	

(注) 減額譲渡は、国有林野の所在する地方の市町村の区域内に著しい被害が発生し、災害救助法が発動された場合に可能であり、この場合の要請は、発災から 20 日以内に県又は区市町村が、関東森林管理局に被災状況、供給を受けようとする素材の種類、品名、使用計画等を記載した申請書を提出して行う。

(緊急を要する場合には、事後に申請書を提出することを条件として口頭で要請することができる。)